



4 受験を希望する都府県の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者  
 才 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
 試験の期日・場所及び合格発表

区 分	期 日	場 所
第 1 次 試 験	9月17日(日) 午前8時30分から (受付開始 午前8時から)	広島 会場 (広島市安佐南区大塚東1-1-1) 福山 会場 (福山市久松台3丁目1-1)
第 1 次 試 験 合格 発表	9月28日(木) 午前9時	広島県庁揭示板、第1次試験合格者に文書で通知します。(なお、広島県人事委員会ホームページにも合格者の第1次試験受験番号を掲載します。)
第 2 次 試 験	10月7日(土) から10月8日(日) のうち第1次試験合格通知で指定する日	広島県警察学校 (広島市南区霞1丁目3-53)
第 2 次 試 験 合格 発表	10月19日(木) 午前9時	広島県庁揭示板、第2次試験合格者に文書で通知します。(なお、広島県人事委員会ホームページにも合格者の第2次試験受験番号を掲載します。)
第 3 次 試 験	11月6日(月) から11月10日(金) のうち第2次試験合格通知で指定する日	広島県庁 (広島市中区基町10-52)
最終合格発表	11月24日(金) 午前9時	広島県庁揭示板、第3次試験合格者に文書で通知します。(なお、広島県人事委員会ホームページにも合格者の第3次試験受験番号を掲載します。)

(注) 1 警察官A・B(一般・男性)については、広島県以外の都府県の第1次試験合格通知は10月下旬以降に、最終合格通知は12月下旬以降に、関係都府県から合格者に通知します。  
 2 第2次試験以降の日時・場所等の詳細は、合格通知の際、お知らせします。  
 3 第1次試験の終了は、警察官A(一般)については13時頃、警察官A(語学)については15時頃、警察官B(一般)については12時30分頃になります。  
 5 試験の方法

試 験 種 目	試 験 区 分		内 容
	警察官A	警察官B(一般)	
配点	一般	語学	

第1次試験	第2次試験	第3次試験
教養試験 (択一式) * 出題分野は別表一参照 70 論文(作文) 試験 30 語学(記述) 試験 70	語学(口頭) 試験 70 外形的身体検査 体力試験 30 適性検査 面接試験 70 身体精密検査	大学卒業程度の一般的知識及び技能についての筆記試験(2時間30分) 高校卒業程度の一般的知識及び技能についての筆記試験(2時間) 思考力、構成力等についての論文試験(1時間) 文章による表現力、内容等についての作文試験(1時間) 日常生活や社会生活に必要な各言語の語彙力・文法力・読解力・記述力に関する試験(1時間30分) 日常生活や社会生活に必要な各言語の会話力に関する試験(約20分) 基準は別表2参照(配点なし) 職務遂行に必要な体力の有無についての検査(別表3参照) 職務遂行に必要な適性についての検査(配点なし) 【各試験区分共通】 個別面接【各試験区分共通】 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての確認(配点なし) (所定の身体検査書の提出を求めます。) 【各試験区分共通】

(注) 1 広島県の場合、第1次試験で行う論文(作文)試験及び語学(記述)試験の結果は、第1次試験の合格決定には反映させず、第2次試験合格者決定の際に他の試験種目の成績と総合します。  
 2 最終合格者は各次試験の成績を総合して決定します。但し、各試験種目において、最低限必要な基準を設け、その基準に達しない試験種目が一つでも存在する受験者は、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。  
 3 \*の試験種目は標準化点を採用しています。  
 4 教養試験の例題、平成14年度以降に実施した論文(作文)試験の問題は、行政情報コーナー(広島県庁南館)、県立図書館及び広島県人事委員会ホームページで閲覧できます。  
 6 合格から採用まで

(1) 採用試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、警察本部長からの請求に応じ、成績順に推せんされ、平成19年4月以降に採用される予定です。(但し、警察官Aの合格者については、平成19年3月末日までに大学を卒業できない場合は、採用される資格を失います。)この名簿は原則として1年間有効です。  
 なお、最終合格者の数は、採用見込数と辞退見込数とを基礎として決定されますので、採用数を上回ることであり、合格しても採用されないことがあります。

- (2) 採用者は巡査に任命され、警察学校に入校し、初任科教養〔警察官Aは6ヶ月間、警察官Bは10ヶ月間〕を受けた後、警察署に配置されます。  
 (3) 給与等は、平成18年4月1日現在で次のとおりです。

区分	警察官(A・B)
中学・高校卒	約160,800円(約156,000円)
短大卒	約174,900円(約169,700円)
大卒	約190,800円(約185,100円)

これは、広島市内に勤務した場合です。本県の厳しい財政状況及び現下の経済情勢等を勘案して平成16年度から平成18年度までの間、(括弧内は減額後の額)。  
 平成16年度から平成18年度までの間、(括弧内は減額後の額)。  
 学校卒業後、脚歴等を有する者は、それに応じて増額されることとなります。  
 上記のほか諸手当として扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末・勤労手当(1年間に給料月額などの4.45ヶ月分)及び被服等が支給されます。  
 また、情勢の変化に応じて、給与額の改定等の措置がとられます。  
 警察官A(語学)では、語学力向上のための経験が、給与に反映される場合があります。

以上は、広島県の場合ですが、他の都府県では若干の差があります。

7 個人成績の開示

第1次試験、第2次試験及び第3次試験で不合格となつた方(広島県を第1志望とした場合に限る。)は、成績(総合得点及び総合順位)の開示を受けることができます。開示場所は合格発表の日から1ヶ月間は県庁南館1階の行政情報コーナー、それ以降は県庁東館7階の人事委員会事務局で、その際、運転免許証等、本人であることを証明できる書類を持参してください。

8 申込・問い合わせ先

広島県人事委員会事務局公務員室  
 〒730-8511 広島市中区基町9-42(県庁東館7階)  
 電話(082)228-2111(代表)内線5144  
 (082)513-5144(ダイヤルイン)  
 (082)223-8182(採用試験テレフオンサービス)  
 広島県人事委員会ホームページhttp://www.pref.hiroshima.jp/jinjinkai/

(別表1) 第1次試験教養試験(択一式) 出題分野

試験区分	出題分野
警察官A(一般) 警察官A(語学)	知識分野-社会科学、人文科学、自然科学等 知能分野-文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等
警察官B(一般)	知識分野-社会、国語、数学、理科、英語等 知能分野-文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等

(別表2) 外形的身体検査の基準

区分	警察官A・B(男性)	警察官A・B(女性)
身長	160cm以上	155cm以上
体重	47kg以上	45kg以上
胸囲	78cm以上	
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼ともきょう正視力が1.0以上	
色覚	正常であること	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること	

(注) 他の都府県の基準は上記と異なる場合がありますので、他の都府県に確認してください。

(別表3) 平成18年度第1回実施の体力試験実施種目

握力、腕立て伏せ、反復横跳び、長座体前屈、立ち幅跳び、上体起こし
----------------------------------

広島県職員採用試験(高校卒業程度)を次のとおり行います。

平成18年7月7日

広島県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な勤務先	主な職務内容
行政(一般事務)	3名程度	知事部局、教育委員会等の各室・課及び地方機関等並びに県立学校、広島市を除く市町立小中学校等	庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導、奨励・振興、渉外・折衝等
行政(警察事務)	12名程度	警察本部の各課、警察学校及び警察署	庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導等(日直・宿直や交番制などの変則的勤務を含みます。)
土木	1名程度	土木部、空港港湾部、都市部等の各室及び地域事務所等	道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理

(注) 1 平成18年度の短大卒業程度試験は実施しません。

(注) 2 受験申込にあたっては、上記の試験区分の行政(一般事務)、行政(警察事務)、土木の中からいずれか1つを選択してください。

2 受験資格

- (1) 次に該当する者が受験できます。(学歴を問いません)
    - 昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
  - (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
    - ア 日本の国籍を有しない者
    - イ 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
    - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - エ 広島県の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
    - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 試験の期日・場所及び合格発表

区 分	期 日	場 所
第1次試験	9月24日(日) 午前9時から (受付開始 午前8時30分)	広島県庁 (広島市中区基町10-52) 福山会場 (広島県福山市三吉町一丁目1-1)
第1次試験 合格発表	10月19日(木) 午前9時	広島県庁掲示版(第1次試験合格者に文書で通知します。なお、広島県人事委員会ホームページにも合格者の第1次試験受験番号を掲載します。)
第2次試験	10月30日(月) から11月2日(木) のうち、第1次試験合格通知で指定する日	広島県庁(広島市中区基町10-52)
最終発表	11月17日(金) 午前9時	広島県庁掲示版(第2次試験合格者に文書で通知します。なお、広島県人事委員会ホームページにも合格者の第2次試験受験番号を掲載します。)

(注) 1 第1次試験の終了は、行政は午後2時頃、土木は午後3時頃になります。  
2 第2次試験の日時・場所等の詳細は、第1次試験合格通知の際指定します。

4 試験の方法

試験項目	試験区分		内 容
	行政	土木	
	配点	配点	

第1次試験	第2次試験		身 体 検 査
	専 門 試 験 * 【択一式】 (2時間)	作 文 試 験 (1時間)	
教 養 試 験 * 【択一式】 (2時間)	70	45	なし
適 性 検 査	なし	なし	なし
面 接 試 験	60	60	なし
職 務 遂 行 に 必 要 な 適 性 に つ い て の 検 査	なし	なし	なし

- (注) 1 教養試験及び専門試験は、高等学校卒業程度で行います。  
 (注) 2 第2次試験は、第1次試験の合格者についてのみ行います。  
 (注) 3 最終合格者は第1次試験と第2次試験の成績を総合して決定します。ただし、各試験項目において、最低限必要な基準を設け、その基準に達しない試験項目が一つでも存在する受験者は、他の試験項目の成績に関わらず不合格となります。  
 (注) 4 \*の試験項目は標準化点を採用しています。  
 (注) 5 教養試験及び専門試験【択一式】の例題並びに平成14年度以降に実施した作文試験の問題は行政情報コーナー(広島県庁南館1階、県立図書館(広島市中区千田町3丁目7-47)で閲覧できます。また、広島県人事委員会ホームページ(<http://www.pre.hiroshima.jp/~jinjinkai/>)にも掲載しています。
- 5 合格から採用まで
- (1) 採用試験の合格者(行政の合格者)は、採用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推せんされ、そのうちから採用者が決定されます。この名簿は原則として1年間有効です。
  - (2) 採用選考資格認定試験の合格者(土木の合格者)には合格証書が交付され、欠員に応じて合格者のうちから選考によって採用されます。選考を受ける資格は原則として1年間有効です。
  - (3) 合格者の数は、採用見込数と辞退見込数とを基礎として決定されますので、採用数を上回ることになり、合格しても採用されないことがあります。
  - (4) 給与等は、平成18年4月1日現在で次のとおりです。【高校新卒者(広島市内勤務) 約142,500円】  
 ア 平成16年度から平成18年度までの間、本県の厳しい財政状況及び現下の経済情勢等を勘案して給料月額を3%減額して支給しています(減額後の上記額 約138,200円)。

イ これ以外に、諸手当として通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（1年間に給料月額などの4.45月分）などが支給されます。なお、学校卒業後、勤務に関する有用な経験を有する者又は短大卒業者については、それぞれ別に定めるところによって、上記の額より多額に決定されます。

6 個人成績の開示

第1次試験又は第2次試験で不合格となった方は、成績（総合得点及び総合順位）の開示を受けることができます。開示場所は合格発表の日から1ヶ月間は県庁南館1階の行政情報コーナー、それ以後は県庁東館7階の人事委員会事務局です。その際、学生証、運転免許証等、本人であることを証明できる書類を持参してください。

7 申込・問い合わせ先

広島県人事委員会事務局公務員室

〒730-8511 広島市中区基町9-42（県庁東館7階）

電話 (082) 228-2111（代表）内線5144

(082) 513-5144（ダイヤルイン）

(082) 223-8182（採用試験テレフオンサービス）

広島県人事委員会ホームページ <http://www.pref.hiroshima.jp/jinjiinkai/>

(別表1) 教養試験【択一式】の出題分野一覧表

試験区分	出題分野
行政・土木	知識分野…社会科学、人文科学、自然科学等 知能分野…文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等

(別表2) 専門試験【択一式】の出題分野一覧表

試験区分	出題分野
土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（応用力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第70号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する

ので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

平成18年7月7日

広島県公安委員会

委員長 宮地 治夫

1 検定を行う警備業務の種類並びに検定の実施期日及び場所

種別及び級	実施期日	実施場所	定員
貴重品運搬警備業務2級	平成18年10月7日（土） 午前8時30分から 午後5時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター	30人

2 検定対象者

広島県内に住所地がある者又は広島県内の営業所に属する警備員である者

3 検定の科目

試験区分	科目
学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

注 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

4 検定申請手続等

(1) 届出方法

ア 受検希望者本人が、下記(2)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの検定受検希望届出書により届出を行うこと。  
イ 受検希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受検予定者を決定する。  
ウ 抽選の結果及び検定申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(2) 検定受検希望届出書の提出期間

平成18年8月14日（月）から平成18年8月18日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

- (3) 検定申請書の提出先  
受検予定者に決定した者は、下記 5 の提出書類等を住所地又は警備員である場合にその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課に提出すること。
- (4) 検定申請書の配付場所等  
広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取ることを。
- (5) 提出書類等

- (1) 検定申請書 1 通
- (2) 広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ
- (3) 写真 2 葉

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを

- 6 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料  
16,000 円

- (2) 納付方法  
検定手数料は、検定申請書提出時に 16,000 円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、検定申請書にちよう付せず消印もしないこと。  
なお、納付された検定手数料は返還しない。

- 7 受検票の交付  
検定申請書を提出した警察署において後日交付する。

- 8 服装及び持参物
- (1) 服装

私服 (作業衣、運動が出来る服装等)

(2) 持参物  
受検票、筆記具、印鑑

- 9 問い合わせ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課  
電話 (082) 228 - 0110 内線 3214, 3215

- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- 10 その他

- (1) この検定は、広島県公安委員会、島根県公安委員会及び鳥取県公安委員会が共同で実

- 施する。
- (2) 試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けない。

広島県公安委員会公告第 71 号

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条第 1 項の規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号) 第 7 条の規定により公示する。

平成 18 年 7 月 7 日

広島県公安委員会  
委員長 宮 地 治 夫

- 1 検定を行う警備業務の種類並びに検定の実施期日及び場所

種別及び級	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
施設警備業務 1 級	平成 18 年 10 月 21 日 (土) 午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター 2 階	30 人

- 2 検定対象者

広島県内に住所地がある者又は広島県内の営業所に属する警備員で、次のいずれかに該当する者

- (1) 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
- (2) 広島県公安委員会が前記 (1) に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 3 検定の科目

試験区分	科 目
学 科 試 験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実 技 試 験	警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

注 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行わない。

- 4 検定申請手続等

- (1) 届出方法
  - ア 受検希望者本人が、下記(2)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの検定受検希望届出書により届出を行うこと。
  - イ 受検希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受検予定者を決定する。
  - ウ 抽選の結果及び検定申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。
- (2) 検定受検希望届出書の提出期間
 

平成 18 年 9 月 4 日 (月) から平成 18 年 9 月 8 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (3) 検定申請書の提出先
 

受検予定者に決定した者は、下記 5 の提出書類等を住所地又は警備員である場合にその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課に提出すること。
- (4) 検定申請書の配付場所等
 

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取ること。
- 5 提出書類等
  - (1) 検定申請書 1 通
  - (2) 広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ
  - (3) 写真 2 葉
 

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの
  - (4) 前記 2 の(1)に該当する者は、施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを誓約する書面及び履歴書を提出すること。
  - (5) 前記 2 の(2)に該当する者は、一般検定受検資格認定書 (広島県公安委員会が前記 2 の(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者であることを証する書面) の写し
- 6 検定手数料及び納付方法
  - (1) 検定手数料  
16,000 円
  - (2) 納付方法  
検定手数料は、検定申請書提出時に 16,000 円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、検定申請書にちよう付せず消印もしないこと。  
なお、納付された検定手数料は返還しない。
- 7 受検票の交付
 

検定申請書を提出した警察署において後日交付する。
- 8 服装及び持参物
  - (1) 服装  
私服 (作業衣、運動が出来る服装等)
  - (2) 持参物  
受検票、筆記具、印鑑
- 9 問い合わせ先
  - (1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課  
電話 (082) 228 - 0110 内線 3214, 3215
  - (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- 10 その他
 

試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けない。